

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、階上町の技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を次のとおり策定しました。

1. 現状

技能労務職の給料について、平成18年4月に国の給与構造の見直しに伴い給与水準を引下げています。しかし、階上町では技能労務職員の新規採用を行っていないため、類似団体等と比べ平均年齢が高い傾向にあり、給料月額も高いものとなっています。

(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国ベース)
階 上 町	54.7歳	335,700	346,800	350,036
青 森 県	46.2歳	318,900	364,077	344,585
国	48.8歳	287,094		320,514
類 似 団 体	47.3歳	285,599	310,912	300,185

- 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の手当を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 職種ごとのデータについては、個人が特定されるため公表していません。

2. 基本的な考え方

技能労務職員については、昭和58年以降新規採用は行っておらず、今後も退職者不補充としています。給与に関しては、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））に準拠しており今後も同様とします。

3. 具体的な取組内容

平成20年4月における技能労務職員数は3名ですが、引き続き退職者不補充とし、欠員については臨時職員雇用や民間委託で対応していきます。

平成17年度から全職種について特殊勤務手当を全廃しており、給料についても国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））に準拠しています。今後は定期的に近隣市町村や民間との比較を行い給与水準の適正化を図ります。